

市営建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札実施要領

平成20年8月8日市長決裁

改正 令和3年6月18日

(趣旨)

第1 この要領は、別に定めのあるもののほか、市営建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札の執行)

第2 入札執行回数は3回を限度とし、この限度内において落札者がいないときは入札を打ち切る。

2 予定価格については事前に公表しないものとし、開札までの間、その管理に十分注意するものとする。

(入札参加者の指名等)

第3 市長は、指名競争入札を行う建設関連業務について、市営建設関連業務の委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程（平成20年宮古市告示 号）、市営建設関連業務の委託契約に係る競争入札参加者の指名基準（平成20年8月8日市長決裁）、その他関係規程に基づき入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の指名を行うものとする。

(被指名者への通知)

第4 市長は、第3の規定により入札参加者を指名したときは、指名競争入札案内通知書（様式）により被指名者に通知するものとする。

2 市長は、被指名者に別に定める市営建設関連業務の指名競争入札心得を配付するものとする。

(現場説明)

第5 現場説明は、原則として行わないものとする。ただし、特に現場説明を行う必要がある場合は、市長は、第4第1項の指名競争入札案内通知書により日時、場所等を指定し、行うことができる。

(入札及び開札)

第6 入札及び開札は、第4第1項の指名競争入札案内通知書に示す日時及び場所において行うものとする。

(入札の無効等)

第7 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第90条、第93条、第94条又は第95条に該当する入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印をしていない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (7) 同一業務の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 第5ただし書の現場説明のある場合は、現場説明に参加しない者のした入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(補則)

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年7月1日から施行する。

2 この要領による改正後の市営建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札実施要領の規定は、この要綱の施行の日以降に入札通知する契約から適用し、同日前に通知した契約については、なお従前の例による。